

## 東京電力福島第一原子力発電所の事故調査に係る 職員の被ばく管理等について

令和2年1月29日  
原子力規制庁

### 1. 事故調査による職員の被ばく管理について

#### (1) 今年度の被ばく実績

東京電力福島第一原子力発電所事故に係る継続的な調査・分析について、令和元年9月の原子力規制委員会において、追加的な調査を行い、事故分析を進展させることが決定されたことを踏まえ、原子力規制庁職員が現地において事故調査を実施してきているところ。

令和元年度における事故調査による原子力規制庁職員の被ばく線量は、9月以前の予備調査分も含めて、令和2年1月28日までの期間で下表のとおりとなっている。

表1 令和元年度における事故調査による原子力規制庁職員の被ばく線量

職員	今年度の被ばく線量 (平成31年4月1日～令和2年1月28日)	昨年度の被ばく線量 (平成30年4月1日～平成31年3月31日)
A	14.6mSv	2.5mSv
B	12.5mSv	0.0mSv
C	10.8mSv	4.4mSv
D	8.3mSv	0.0mSv

#### (2) 今後の事故調査に係る被ばく管理について

原子力規制委員会放射線障害防止管理規程（平成24年9月19日原規総発第120919015号。以下「規程」という。参考資料として添付。）では、管理区域等における職員の被ばく線量限度を年間50mSv、5年間で100mSvとし、これを遵守するため、1日当たり1mSv、1年間当たり20mSvの管理目標が設定されている。

表1で示した職員の被ばく線量は、何れも1年間の管理目標値である20mSv/hを超えていないが、今後の調査を行うに当たっては、より厳格な管理を行う必要がある。

このように管理目標に近い線量に至った職員については、今年度においては高線量下での事故調査業務に従事させないことが望ましいと考えられる。しかしながら、福島第一原子力発電所の事故分析を進め、本年中に報告書を取りまとめるためには、事故分析に必要

とされる十分な知識・経験を有する上記職員に継続して事故調査を行わせることが必要不可欠である。

このため、今年度中の当面の措置として、下表に示す作業計画及び放射線防護方針を定め、年間の管理目標を超えないように運用することとする。

表2 今後の事故分析に係る調査予定(2020年1月～3月末迄)

作業計画	調査場所	2号機原子炉建屋	3号機原子炉建屋	2号機原子炉建屋
	実施時期	1月	2月	3月
	作業内容	2号機オペフロにおける汚染状況の確認	3号機 SGTS フィルター線量測定	2号機オペフロでの壁面等の汚染状況の確認
	必要性	事故時の原子炉建屋内シールドプラグ等における核分裂性物質の汚染状況を把握する。	事故当時のベントに伴う SGTS への逆流状況を把握する。	事故時の原子炉建屋内壁等における核分裂性物質の汚染状況を把握する。
放射線防護方針	計画線量	1.2 mSv	1.2 mSv	1.2 mSv
	装備等	装備： 全面マスク、アノラック、タイベック、ゴム手袋と靴下（R 装備）  個人線量計： APD（警報設定値 約 1mSv(γ)：計画線量 1.2×0.8=0.96  ウェアラブル GM 計数管  空間線量計(サーベイメータ)： 電離箱、テレテクター等	装備： 全面マスク、アノラック、タイベック、ゴム手袋と靴下（R 装備）  個人線量計： APD（警報設定値 約 1mSv(γ)：計画線量 1.2×0.8=0.96  ウェアラブル GM 計数管  空間線量計(サーベイメータ)： 電離箱、テレテクター等	装備： 全面マスク、アノラック、タイベック、ゴム手袋と靴下（R 装備）  個人線量計： APD（警報設定値 約 1mSv(γ)：計画線量 1.2×0.8=0.96  ウェアラブル GM 計数管  空間線量計(サーベイメータ)： 電離箱、テレテクター等
	緊急時の措置	線量が APD 警報値に到達する恐れがある場合（警報値近接の吹鳴）には速やかに退去する。	線量が APD 警報値に到達する恐れがある場合（警報値近接の吹鳴）には速やかに退去する。	線量が APD 警報値に到達する恐れがある場合（警報値近接の吹鳴）には速やかに退去する。
	年度内累積線量／管理目標	16/20 mSv	17/20 mSv	18/20 mSv

## 2. 原子力規制委員会放射線障害防止管理規程の改定について

原子力規制庁職員の被ばく管理については、規程第5条に定める線量限度（年間50mSv、5年間で100mSv等）を遵守するために、規程第6条において管理目標（1日1mSv、1年間20mSv）を定めている。この目標を超えたからといって法令上定める線量限度に違反するものではなく、1年間20mSvを超えた前例はないものの、1日1mSvの管理目標を超えることはこれまでも発生している。

現状、職員の1日当たりの計画線量が管理目標の1mSvを超える場合の取扱いについては、担当課室はあらかじめ放射線管理担当課（人事課）に計画線量、警報設定値、放射線防護策及び異常時の措置について報告した上で業務に従事する運用としている。ただし、1年の管理目標に関する取扱いは規程上手順が明確になっていない。

このため、職員の線量が1年の管理目標20mSvを超えるおそれがあるとき（年度内における職員の累積線量が10mSvを超えるときをいう）は、当該年度内を見通した作業計画並びに可能な限り当該年度の管理目標を達成するための放射線防護方針について、放射線管理担当課長の承認を得ることとするなど、以下のイメージを基に、規程を改定することとしたい。

規程改定のイメージ（新旧対照表）<sup>1</sup>

改定後	改定前
<p>（管理体制）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 放射線管理担当課長は、この規程の範囲内において、放射線障害の防止に関する事務を所掌するものとし、職員の所属長により当該職員に対する放射線被ばくをできるだけ少なくするように管理させる。</p> <p>3 放射線業務等担当課長は、<u>検査その他の業務の計画（以下単に「検査計画」という。）</u>の策定等に当たっては、職員が放射線を受けることをできるだけ少なくするように努めるものとする。</p> <p>（管理目標の設定）</p> <p>第6条 第5条に定める線量の管理目標は別表2のとおりとする。</p> <p>2 放射線業務等担当課長は、職員の線量を管理目標に適合させるため、施設管理者に対しあらかじめ当該検査計画に係る業務により職員が受ける予想線量の提出を求めることができる。</p>	<p>（管理体制）</p> <p>第4条（同左）</p> <p>2 放射線管理担当課長は、この規程の範囲内において、放射線障害の防止に関する事務を所掌するものとし、職員の所属長が当該職員に対する放射線被ばくをできるだけ少なくするように管理させる。</p> <p>3 放射線業務等担当課長は、検査計画の策定等に当たっては、職員が放射線を受けることをできるだけ少なくするように努めるものとする。</p> <p>（管理目標の設定）</p> <p>第6条 第5条に定める線量の管理目標は別表2のとおりとする。</p> <p>2 放射線業務等担当課長は、職員の線量を管理目標に適合させるため、施設管理者に対しあらかじめ当該検査により職員が受ける予想線量の提出を求めることができる。</p>

<sup>1</sup> 本新旧対照表は、あくまでも規定の改定のイメージであり、実際の改定にあたっては、改めて正式な改定プロセスを経ることとする。

<p>3 放射線業務等担当課長は、前項の予想線量を考慮して検査計画を策定するものとする。</p> <p>4 <u>放射線業務等担当課長は、職員の線量が1日の管理目標を超えるおそれがあるときは、検査計画に加えて、あらかじめ、当該職員が行う業務の必要性、業務に係る作業期間又は作業時間、作業環境及び作業方法等を勘案し、放射線障害防止のため必要な放射線防護方針を立案し、放射線管理担当課長に届け出るものとする。</u></p> <p>5 <u>放射線業務等担当課長は、職員の線量が1年の管理目標を超えるおそれがあるときは、検査計画に加えて、あらかじめ、当該職員が行う業務の必要性、業務に係る作業期間又は作業時間、作業環境及び作業方法等を勘案し、放射線障害防止のため必要な放射線防護方針を立案し、放射線管理担当課長の承認を得るものとする。</u></p> <p>(線量の測定)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放射線業務等従事職員は、前2項に規定する測定を行った場合には、速やかにその結果を次の各号により放射線管理担当課長を通じ、健康管理者に提出しなければならない。</p> <p>一 1日の線量の測定結果にあつては様式第1の線量報告書により月ごとに提出すること。ただし、当該測定結果が第6条第1項に定める1日の外部被ばくによる線量の管理目標を<u>超えた場合(第6条第4項に規定する届出した場合を除く。)</u>には直ちに報告しなければならない。</p> <p>二 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>3 放射線業務等担当課長は、前項の予想線量を考慮して検査計画を策定するものとする。 <u>(新設)</u></p> <p>(新設)</p> <p>(線量の測定)</p> <p>第8条 (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>3 (同左)</p> <p>一 1日の線量の測定結果にあつては様式第1の線量報告書により月ごとに提出すること。ただし、当該測定結果が第6条第1項に定める1日の外部被ばくによる線量の管理目標を<u>超える場合には直ちに報告しなければならない。</u></p> <p>二 (同左)</p> <p>4 (同左)</p>
---	---

### 3. 添付資料

○参考：原子力規制委員会放射線障害防止管理規程（平成29年6月30日改正版）

制定 平成 24 年 9 月 19 日 原規総発第 120919015 号  
改正 平成 25 年 4 月 1 日 原規総発第 130401028 号  
改正 平成 26 年 2 月 28 日 原規総発第 14022859 号  
改正 平成 26 年 10 月 14 日 原規人発第 14101419 号  
改正 平成 28 年 3 月 9 日 原規人発第 1603092 号  
改正 平成 29 年 6 月 30 日 原規人発第 17063013 号

原子力規制委員会放射線障害防止管理規程を次のように定める。

平成 24 年 9 月 19 日

原子力規制委員会委員長

#### 原子力規制委員会放射線障害防止管理規程

##### (趣旨)

第 1 条 原子力規制委員会の職員の放射線障害防止管理の実施に関し必要な事項は、人事院規則 10-5 (職員の放射線障害の防止。以下「規則」という。) その他法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

##### (基本原則)

第 2 条 原子力規制委員会委員長 (以下「委員長」という。) は、職員が放射線を受けることをできるだけ少なくするように努めなければならない。

##### (放射線業務等従事職員の範囲)

第 3 条 この規程において「放射線業務等従事職員」とは、規則第 3 条第 5 項第 8 号の規定に基づき人事院が定めた業務、原子力防災に関する指導・助言業務のうち放射線管理区域内に立ち入る業務、東京電力福島第一原子力発電所において管理対象区域内に立ち入る業務及び上席放射線防災専門官が福島県内で行う業務 (これらをまとめて「放射線業務等」という。) に従事する者 (別表 1) 及び海外における放射線管理区域内に準じた区域内において放射線業務等に準じた業務に従事する者をいう。

##### (管理体制)

第 4 条 原子力規制庁長官 (以下「長官」という。) は、職員の放射線障害防止管理を効率的に実施するため、

人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）第5条第1項に定める健康管理者（以下「健康管理者」という。）のほか、長官官房人事課長を放射線管理担当課長に、総務課長、技術基盤課長、安全技術管理官、放射線防護企画課長、監視情報課長、安全規制管理官、原子力規制企画課長、検査監督総括課長及び保障措置室長を放射線業務等担当課長に指名する。

2 放射線管理担当課長は、この規程の範囲内において、放射線障害の防止に関する事務を所掌するものとし、職員の所属長が当該職員に対する放射線被ばくをできるだけ少なくするように管理させる。

3 放射線業務等担当課長は、検査計画の策定等に当たっては、職員が放射線を受けることをできるだけ少なくするように努めるものとする。

#### （職員の線量限度）

第5条 長官は発電用原子炉施設の設置者その他の設置管理者（以下「施設管理者」という。）が核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）その他の法令の規定に基づき定めた管理区域及び東京電力福島第一原子力発電所の管理対象区域（以下「管理区域等」という。）内において業務を行う放射線業務等従事職員並びに海外における管理区域に準じた区域内において業務を行う放射線業務等従事職員に次に掲げる限度を超える放射線を受けさせてはならない。

一 平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間の限度は実効線量で100ミリシーベルト

二 4月1日を始期とする1年間の限度は実効線量で50ミリシーベルト

三 4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を初日とする各3月間の女子（妊娠する可能性がないと診断された女子及び次号の女子を除く。）の限度は実効線量で5ミリシーベルト

四 妊娠と診断されたときから出産までの間（以下「妊娠中」という。）の女子の体内に摂取した放射性物質からの放射線による被ばく（以下「内部被ばく」という。）の限度は実効線量で1ミリシーベルト

五 1年間の等価線量の限度は眼の水晶体については150ミリシーベルト、皮膚については500ミリシーベルト

六 妊娠中の女子の腹部表面の等価線量の限度は2ミリシーベルト

#### （緊急作業における被ばく限度）

第5条の2 規則第20条第1項各号のいずれかに該当する場合における放射線障害を防止するための緊急を要する作業（以下「緊急作業」という。）に従事する放射線業務等従事職員のうち男子職員及び妊娠する可能性がないと診断された女子職員の当該緊急作業の期間中の線量の限度は、前条各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定めるものとする。

一 実効線量 100ミリシーベルト

二 等価線量 眼の水晶体については300ミリシーベルト、皮膚については1シーベルト

#### （特例緊急被ばく限度）

第5条の3 男子職員又は妊娠する可能性がないと診断された女子職員の原子力運転検査官（原子力規制庁

組織細則別表第2に規定する原子力運転検査官(統括原子力運転検査官を含む。以下同じ。)をいう、以下同じ。)

(委員長が指名する者に限る。)が緊急作業に従事する場合であつて、その事故の状況その他の事情を勘案し、実効線量の限度について前条第1号の規定によることが困難であると人事院が認めるときは、同号の規定にかかわらず、当該緊急作業の期間中の実効線量の限度(以下この条において「特例緊急被ばく限度」という。)は、100ミリシーベルトを超え250ミリシーベルトを超えない範囲内で人事院が定めるとおりとする。

2 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、人事院が定めるとおり、特例緊急被ばく限度を250ミリシーベルトとする。

一 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第10条に規定する政令で定める事象のうち人事院が定めるものが発生した場合

二 原子力災害対策特別措置法第15条第1項各号に掲げる場合

3 前2項の規定により特例緊急被ばく限度に係る緊急作業に従事させる場合には、その従事させる間に受ける実効線量については、当該特例緊急被ばく限度を超えないようにしなければならない。かつ、放射線については、当該緊急作業に係る事故の状況に応じ、これを受けることをできるだけ少なくするように努めなければならない。

4 特例緊急被ばく限度に係る緊急作業については、第1項に規定する原子力運転検査官以外の者に従事させてはならない。

(管理目標の設定)

第6条 第5条に定める線量の管理目標は別表2のとおりとする。

2 放射線業務等担当課長は、職員の線量を管理目標に適合させるため、施設管理者に対しあらかじめ当該検査により職員が受ける予想線量の提出を求めることができる。

3 放射線業務等担当課長は、前項の予想線量を考慮して検査計画を策定するものとする。

(線量計等)

第7条 長官は、外部放射線に被ばくすること(以下、「外部被ばく」という。)による線量を測定するため、ガラスバッジ及びポケット線量計、熱ルミネセンス線量計又は電子式個人線量計(以下「線量計等」という。)を常備するとともに、放射線業務等従事職員が管理区域等において放射線業務等に従事する場合には、線量計等を装着させなければならない。

2 放射線業務等従事職員は、管理区域等において放射線業務等に従事する場合には、次に掲げる部位に線量計等を装着し行うものとする。

一 胸部(女子(妊娠する可能性がないと診断された女子を除く。以下同じ。)にあつては、腹部)

二 頭部・頸部・胸部・上腕部及び腹部・大腿部のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれが胸部・上腕部以外(女子にあつては、腹部・大腿部以外)の部位であるときは、当該部位

三 人体部位のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部位が頭部・頸部・胸部・上腕部及び腹部・大腿部以外の部位であるときは、当該部位（中性子線の場合を除く。）

3 放射線業務等従事職員は、管理区域等のうち空気中の放射性物質（空気のうち自然に含まれている放射性物質を除く。）の濃度が核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則に基づく線量限度等を定める告示（平成27年8月31日号外原子力規制委員会告示第8号）第6条に定める濃度を超え、若しくは放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が同告示第4条に定める密度を超えるおそれのある場所又は核燃料物質の加工の事業に関する規則等の規定に基づき線量限度等を定める告示（平成12年科学技術庁告示第13号）第7条に定める濃度を超え、若しくは放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が同告示第5条に定める密度を超えるおそれのある場所（以下「汚染管理区域」という。）に立ち入る場合には、汚染管理区域内の放射線業務等の種類及び内容に応じてそれぞれ適当な保護具を着用しなければならない。

4 放射線業務等従事職員は、前項の汚染管理区域に立ち入った場合には、保護具の使用状況等について様式第1により速やかに放射線管理担当課長に報告しなければならない。

#### （線量の測定）

第8条 放射線業務等従事職員は、管理区域等において放射線業務等に従事することにより受ける外部被ばくによる線量を次の各号により測定しなければならない。

一 1日の線量の測定にあつてはポケット線量計、熱ルミネセンス線量計又は電子式個人線量計

二 1月の線量の測定にあつてはガラスバッジ

2 放射線管理担当課長は、密封されていない放射性物質若しくはこれにより汚染された物を取り扱う室（以下「作業室」という。）その他放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場所に立ち入る職員について、3月（緊急作業に従事する男子職員及び妊娠する可能性がないと診断された女子職員、1月に受ける実効線量が1.7ミリシーベルトを超えるおそれのある女子職員（妊娠する可能性がないと診断された女子職員及び妊娠中の女子職員を除く。）並びに妊娠中の女子職員にあつては、1月）を超えない期間ごと及び放射性物質を誤って吸入摂取し、又は経口摂取したときは職員の内部被ばくによる線量を測定するための措置を講じるものとする。

3 放射線業務等従事職員は、前2項に規定する測定を行った場合には、速やかにその結果を次の各号により放射線管理担当課長を通じ、健康管理者に提出しなければならない。

一 1日の線量の測定結果にあつては様式第1の線量報告書により月ごとに提出すること。ただし、当該測定結果が第6条第1項に定める1日の外部被ばくによる線量の管理目標を超える場合には直ちに報告しなければならない。

二 1月の線量の測定結果にあつてはガラスバッジを提出すること。

4 健康管理者は、第1項及び第2項に係る測定結果を放射線管理担当課長を通じ当該職員に通知しなければならない。なお、1月の線量の測定結果にあつては様式第2による。ただし、当該職員が既にその結果を知つ



ている場合はこの限りでない。

(管理区域への立入り等)

第9条 職員は、業務上管理区域に立入る場合には、施設管理者が原子炉等規制法その他の法令に基づき定めた放射線管理に関する規定を十分尊重しなければならない。

2 職員は、業務上管理区域に立ち入る場合は、業務の対象となる施設の状況を十分把握し、適切に業務を遂行することにより無用な被ばくを避けるよう努めなければならない。

(緊急時の措置)

第10条 長官は、規則第20条第1項各号のいずれかに該当する事実が生じた場合には、著しく放射線にさらされ、又は汚染されるおそれの生じた区域から直ちに職員を退避させなければならない。また、職員は、当該事実が生じたと判断される場合には、直ちに業務を停止し、施設管理者が原子炉等規制法その他の法令の規定に基づき定めた緊急時の措置に関する規定に従い、退避することができる。

2 職員は、前項に係る事実が生じた場合には、直ちに放射線管理担当課長に報告しなければならない。

3 職員は、規則第22条第2号から第5号までのいずれかに該当する事実が生じた場合又は第5条に定める線量の限度を超えた場合には、速やかにその旨を放射線管理担当課長を通じ健康管理者に報告しなければならない。

4 健康管理者は、前項の場合においては当該職員に対し速やかに医師の診察又は処置を受けさせなくてはならない。

(緊急時等に関する報告)

第10条の2 委員長は、次に掲げる場合には、速やかにその旨を人事院に報告しなければならない。

一 職員が第5条第1号若しくは第5条の2第1号に定める実効線量の限度又は第5条第5号若しくは第5条の2第2号に定める等価線量の限度を超えて被ばくした場合

二 規則第20条第1項各号の一に該当する場合

2 委員長は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める日までに、その旨を人事院に報告しなければならない。

一 職員を緊急作業に従事させている場合において、当該職員の当該緊急作業で受けた外部被ばくによる線量が1年間につき50ミリシーベルトを超えているとき 当該緊急作業を開始した日から起算して15日を経過する日及びその日から10日を経過する日ごと

二 職員を緊急作業に従事させている場合 毎月末日（当該緊急作業を開始した月の末日を除く。）

(緊急作業時の措置)

第11条 長官は、放射線業務等担当課長を通じ、第14条の教育訓練を受けた放射線業務等従事職員のう

ち、緊急作業への従事的意思がある旨を長官に書面で申し出た者に、規則第20条第2項ただし書きの緊急作業に従事させることができる。ただし、第5条の3の特例緊急被ばく限度に係る緊急作業への従事は、委員長が指名した原子力運転検査官に限る。

2 放射線業務等従事職員に前項の業務を行わせる場合には、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 立入りに際しては、職員に対して個人線量計を着用させるとともに、タイベック・スーツ、放射性物質の吸入及び汚染防止のために必要なマスクその他の装備を装着させること。また、緊急時に備えて、所要量の安定ヨウ素剤を携行させること。

二 職員が退出する際のスクリーニングを実施する場所をあらかじめ定め、スクリーニングを実施するとともに、基準値を上回った場合には除染を行うこと。

三 職員に対して、個人線量計により測定した被ばく線量を1日ごとに、速やかに、放射線管理担当課長を通じ、健康管理者に提出させること。また、健康管理者に対して、その結果を適切に保存させ、累計の被ばく線量を1月ごとに職員に文書で通知させること。

四 健康管理者に対して、職員が第5条に定める線量の限度を超えた場合には、速やかに医師の診断又は処置を受けられるよう講じておくこと。

#### (健康診断)

第12条 健康管理者は、放射線業務等従事職員に対し、放射線業務等に従事した後6月を超えない期間ごとに、健康診断を受けさせなければならない。

2 健康管理者は、第10条第4項に規定する場合その他特に必要があると認められる場合には、職員に対し健康診断を受けさせなければならない。

3 前2項に係る健康診断は、少なくとも規則第26条第1項各号に掲げる項目を全て含むものでなければならない。

4 健康管理者は、第1項及び第2項に掲げる診断結果を放射線管理担当課長を通じ当該職員に通知しなければならない。

#### (緊急作業に係る健康診断)

第12条の2 健康管理者は、緊急作業に係る業務に従事する放射線業務等従事職員に対し、当該業務に従事した後1月以内ごとに1回、定期的に、及び当該業務に従事しないこととなった場合、規則第26条の2第1項各号に掲げる全ての項目について医師による健康診断を行わなければならない。

2 前項の健康診断のうち、定期に行わなければならないものについては、医師が必要でないと認めるときは、規則第26条の2第1項第2号から第6号までに掲げる項目の全部又は一部を省略することができる。

3 健康管理者は、第1項の健康診断の際に、当該職員が前回の健康診断後に受けた線量（これを計算によっても算出することができない場合には、これを推定するために必要な資料（その資料がない場合には、当該放射線を受けた状況を知るために必要な資料））を医師に示さなければならない。

4 健康管理者は第1項に規定する健康診断を受けた職員に対し、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

第12条の3 緊急作業に係る業務に従事する放射線業務等従事職員については、当該職員が直前に受けた前条第1項の健康診断のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める健康診断とみなす。

一 緊急作業に係る業務に新たに従事させる日前一月以内に行われたもの 人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）第19条第1項後段の規定による健康診断（同規則別表第3第2号に掲げる業務に係るものに限る。）

二 第12条第1項の規定による健康診断を行おうとする日前1月以内に行われたもの 当該健康診断

（放射線障害を受けた者等に対する措置）

第13条 長官は、健康診断の結果、放射線障害を受け又は受けた疑いがあると認められる者に対し、その程度に応じ業務の禁止、業務時間の短縮その他適切な措置を講じなければならない。

（教育訓練）

第14条 長官は、放射線業務等従事職員に対し、放射線障害防止に関して、次の各号に掲げる教育訓練を行う。また、放射線業務の未経験者及び経験の浅い者が放射線業務に従事するに当たっては、経験者の立会指導、実地訓練その他適切な措置を講じるものとする。

一 規則及び本規程に関すること。

二 電気事業法（昭和39年法律第170号）、原子炉等規制法等関係法令における放射線障害防止に関すること。

三 施設管理者が法令の規定に基づき定めた放射線管理に関すること。

四 線量計等及び保護具の性能及び取扱に関すること。

五 放射線の人体に与える影響に関すること。

六 放射線の危害防止に関すること。

七 その他放射線防護に関し必要な事項に関すること。

（記録・保管）

第15条 健康管理者は、第8条第1項及び第2項の規定に基づく放射線業務等従事職員の線量の測定結果について、1月ごとにその期間中における実効線量及び等価線量又は汚染の状態（緊急作業に従事した職員に限る。）を様式2に従いそれぞれ記録し、保管しなければならない。

2 健康管理者は、前項の実効線量が年度で20ミリシーベルトを超えた場合は、当該年度を含む第5条第1項第1号に規定する5年ごとに区分した期間の累積実効線量（年度ごとの実効線量の合計をいう。）を当該期間中毎年度集計の上記録し、保管しなければならない。

3 健康管理者は、第12条第1項、第2項及び第12条の2第1項の規定に基づく健康診断の結果を様式3に従い記録し、保管しなければならない。

4 健康管理者は、第8条第1項及び第2項の規定に基づき線量を測定された放射線業務等従事職員に第1項の記録後速やかにその職員の当該期間中の実効線量及び等価線量を知らさなければならない。

5 第1項から第3項までの記録は、放射線業務等従事職員の離職後5年間これを保存しなければならない。

(放射線業務等従事職員以外の職員の放射線障害防止管理)

第16条 第3条で規定する放射線業務等従事職員以外の職員が視察等で管理区域等に一時的に立ち入る場合においては、第8条第1項第2号により線量を測定し、必要に応じ、入域の前後に規則第26条第1項に規定する健康診断を受けるものとする。

附 則

この規程は平成24年9月19日から適用する。

附 則

この規程は平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は平成26年3月1日から適用する。

附 則

この規程は平成26年10月14日から適用する。

附 則

この規程は平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は平成29年7月1日から適用する。

別表 1

放射線業務等従事職員	原子力運転検査官、原子力専門検査官（原子力規制庁組織細則別表第2に規定する原子力専門検査官（首席原子力専門検査官、上席原子力専門検査官及び主任原子力専門検査官を含む。）をいう。）、上席放射線防災専門官、原子力防災専門官、核物質防護対策官（同表に規定する核物質防護対策官（統括核物質防護対策官を含む。）をいう。）、放射線検査官に命じられた者、査察官、電気工作物検査官
------------	--

別表 2

## 線量の管理目標

期間	線量
1 日	実効線量限度 1ミリシーベルト以下
1 年	実効線量限度 20ミリシーベルト以下

様式第1

## 線量報告書

平成 年 月分

所属

氏名

検査等の月日	検査の場所	検査の内容	保護具の使用状況	線量(mSv)	備考

注) 表が不足の場合は、付け加えること。

## 放射線管理に関する個人管理台帳(平成 年度)

## 1. 個人情報

所属部署	原子力規制庁	ふりがな		生年月日	(昭和・平成)
		氏名			〇〇年〇〇月〇〇日

## 2. 年間被ばく歴

月	実効線量(mSv)			等価線量(mSv)					
	外部被ばく	内部被ばく	四半期	皮膚		水晶体		その他の組織	
				月線量	四半期	月線量	四半期	月線量	四半期
4			----		----		----		----
5			----		----		----		----
6									
7			----		----		----		----
8			----		----		----		----
9									
10			----		----		----		----
11			----		----		----		----
12									
1			----		----		----		----
2			----		----		----		----
3									
年間線量	0.00	0.00		0.00		0.00		0.00	

注) 1月ごとの実効線量(外部被ばく)はガラスバッジの測定結果を記録する。ただし、様式第1の累計値がガラスバッジの測定結果の1.2倍を超えている場合は、様式第1の累計値とする。

## 3. 〇年度から〇年度の実効線量

年度	実効線量(mSv)
〇年度	
〇年度	
〇年度	
〇年度	
〇年度	
5年間合計	

注) 当該年度を含むブロック5年間

## 4. 〇年度から〇年度の実効線量

年度	実効線量(mSv)
〇年度	
〇年度	
〇年度	
〇年度	
〇年度	
〇年度	
5年間合計	

注) 3. 以前のブロック5年間

## (参考) 放射線管理手帳をお持ちの方

ID番号	放射線業務に従事した期間	累積線量
	(昭和・平成) 〇〇年〇〇月〇〇日 ~ (昭和・平成) 〇〇年〇〇月〇〇日	(mSv)

様式第3

特別健康診断記録簿

(放射線従事者診断)

氏名	性別	生年月日	所属	
検査項目	健康診断年月日		年月日	
	被ばく歴の有無			
	被ばく歴の有無 ある場合	作業の場所		
		作業の内容		
		期間		
		集積線量		
		放射線障害の有無		
		その他		
		白血球数(個/mm <sup>3</sup> )		
	血液	リンパ球		
		単球		
		好中球	桿状核	
			分葉核	
		好酸球		
		好塩基球		
		赤血球数(万個/mm <sup>3</sup> )		
		血色素量(g/dl)		
	ヘマトクリット値(%)			
	眼	水晶体の混濁(有無)		
		発赤(有無)		
	皮膚	乾燥又は縦じわ(有無)		
		潰瘍(有無)		
		爪の異常(有無)		
		その他の検査		
	自覚症状			
	判定及び措置			
	検査機関及び医師名			
	健康管理者印			

備考				
	年月日	年月日	年月日	年月日